

発議第5号

解除保安林の再指定についての意見書案

解除保安林の再指定についての意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、国土交通大臣及び農林水産大臣あて提出するものとする。

平成25年3月25日提出

提出者 和歌山市議会議員

北野 均

宇治田 清治

岩井 弘次

姫田 高宏

山本 忠相

解除保安林の再指定についての意見書案

一昨年3月11日に発生した東日本大震災においては、揺れによる被害に加え、東北から関東の広範囲にわたって沿岸部の市街地を襲った大規模な津波によって、壊滅的な被害をもたらされたのは周知の事実である。

この震災の政府による調査、検証の中で保安林（防潮林）の果たした津波に対する役割が、国土交通省「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」に明記されている。

一方、平成23年3月11日前に解除された保安林は、10年さかのぼっただけでも全国で9,383か所、7,468haにも及んでおり、防潮林に限っても、378か所、135haに及んでいる。

昨年8月29日に発表された南海トラフの巨大地震モデルによる被害予想は、これまでの予想をはるかに超え、国、地方自治体ともにその対策が急がれている。

よって、政府及び国においては、今回の震災で検証された、津波エネルギー減衰機能及び漂流物補足機能を持つ樹林地確保のため、解除された保安林の機能を検討、確認の上、再指定されるよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。